

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第51条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第1条の2〔バスケットボールの定義〕

本協会の規程において「バスケットボール」とは、バスケットボール競技、3x3（スリー・エックス・スリー）競技、障がい者バスケットボール競技、その他関連競技を広義に指すものとする。

なお、3x3競技については本規程第3章乃至第6章の規定を適用せず、理事会において別に定める「3x3基本規程」によるものとし、障がい者バスケットボール競技については本規程第4章および第6章乃至第10章の規定を適用せず、障がい者バスケットボール連盟が定める規程によるものとする。

第2条〔遵守義務〕

- ① 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、都道府県バスケットボール協会、各種の連盟、ブロックバスケットボール協会、以下本章において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等のチームスタッフ、審判員ならびに本協会および加盟・登録団体の役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）は、定款、本規程その他本協会が定める諸規定、国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）およびFIBA ASIAの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）および公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、本協会、FIBA、FIBA ASIA、CASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定および裁定等を遵守する義務を負う。
- ② 加盟・登録団体および選手等は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会およびFIBAの許可なしには、本協会以外の他国の各国バスケットボール協会に加盟することはできず、また、他国の各国バスケットボール協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。
- ③ 加盟・登録団体および選手等は、FIBAまたはFIBA ASIAによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規定等を遵守するものとする。
- ④ 加盟・登録団体および選手等による人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程その他本協会が定める諸規定に従って懲罰の理由とされることがある。
- ⑤ 加盟・登録団体および選手等は、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。
- ⑥ 加盟・登録団体および選手等は、本協会および加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。
- ⑦ 加盟・登録団体および選手等は、公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- ⑧ 加盟・登録団体および選手等は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属するもの（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また加盟・登録団体および選手等は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまた交際してはならない。
- ⑨ 加盟・登録団体および選手等は、法律、条令、規則等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- ⑩ 加盟・登録団体および選手等は、職務の遂行を通じて知り得た本協会や加盟・登録団体および選手等の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2条の2〔中立性の原則〕

本協会は、政治的および宗教的に中立な立場でなければならない。